

浦添市専用水道取扱要領

浦水配第 77 号

平成25年 2月12日

第1 目的

本規程は、水道法（昭和32年6月15日法律第177号、以下「法」という。）第3条第6項に定める専用水道の管理を適正に行うために、法に規定するものの他に必要な事項を定め、衛生的で安全な水の供給を確保し、もって公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

第2 対象施設

水道法第3条第6項に定める専用水道とする。

第3 申請及び届出

- (1) 専用水道の布設工事をしようとする者は、その工事に着手する前に、当該工事の設計が法第5条の規定に基づく施設基準に適合するものであることについて、様式第1号により浦添市に確認の申請を行うこと。

なお、本規程でいう布設工事とは、次に該当するものとする。

ア 専用水道の新設をする工事（専用水道ではない既存の施設が、その増設または改造により、新たに専用水道となる工事を含む。）。

イ 専用水道の増設または改造をする工事。

- (2) (1)の布設工事は、第4(1)の規定による市長の確認を受けてから着手すること。

- (3) 専用水道の設置者は、次のとおり浦添市水道部配水課に届け出ること。

ア 工事を伴わず、(1)に規定する申請書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、様式第2号により届け出ること。

イ 専用水道を休止または廃止したときは、速やかに、様式第3号により届け出る

こと。

ウ 専用水道ではない既存の施設が、工事を伴わず、居住人口または一日最大給水量の変更、その他の理由によって、新たに専用水道となったときは、速やかに、様式第4号により届け出ること。

(4) 専用水道の設置者は、次のとおり浦添市に届け出ること。

ア (1)の規定により水道施設を新設し、増設し、または改造した場合において、その施設を使用して給水を開始しようとするときは、給水を開始する前日までに、様式第5号により届け出ること。

イ 法第34条第1項において準用する第19条の規定により水道技術管理者を設置し、または変更したときは、速やかに、様式第6号により届け出ること。

ウ 法第34条第1項において準用する第24条の3の規定により業務を委託したときは、速やかに、様式第7号により届け出ること。

エ ウの規定により届け出た業務委託について、その契約内容を変更したときは、速やかに、様式第8号により届け出ること。

オ ウの規定により届け出た業務委託について、その契約が効力を失ったときは、速やかに、様式第9号により届け出ること。

(5) (1)及び(3)、(4)の申請及び届出の提出方法は、別表のとおりとする。

第4 確認または非確認の通知

(1) 市長は、第3(1)の申請を受理した場合において、当該工事の設計が法第5条の規定に基づく施設基準に適合することを確認したときは、様式第10号により通知すること。

(2) 市長は、第3(1)の申請を受理した場合において、当該工事の設計が法第5条の規定に基づく施設基準に適合しないと認めたとき、または申請書の添付書類によっては適合するかどうかを判断することができないときは、その適合しな

い点を指摘し、またはその判断することができない理由を附して、様式第11号により通知すること。

- (3) (1) 及び (2) の通知は、第3(1)の申請を受理した日から起算して30日以内に行うこと。

第5 水質検査結果の報告

- (1) 専用水道の設置者は、法第20条の規定に基づく水道原水及び浄水の全項目検査について、前年度の検査結果を、毎年6月末日までに、浦添市に報告すること。
- (2) 専用水道の設置者は、浄水水質が水質基準を超過していることが判明した場合、直ちに、浦添市に報告すること。

第6 国の設置する専用水道に関する特例

国の設置する専用水道は、法第50条の規定により厚生労働大臣が所管するものであり、本要領を適用しない。

附 則

本要領は、平成25年4月1日から施行する。

別表

(要領第 3 関係)

条項	内容	種別	様式	提出時期	提出部数	提出先
第3 (1)	布設工事設計の 確認申請	確認	様式第1号	工事着手前	2部 (注1)	浦添市
第3 (3)ア	申請書記載事項 変更届	届出	様式第2号	変更後速やかに		
第3 (3)イ	廃止(休止)届		様式第3号	廃止(休止)後 速やかに		
第3 (3)ウ	新規専用水道届		様式第4号	専用水道となっ てから速やかに		
第3 (4)ア	給水開始前届	届出	様式第5号	給水を開始する 前日まで	1部 (注2)	所管保健所
第3 (4)イ	水道技術管理者 設置(変更)届		様式第6号	設置(変更)後 速やかに	2部 (注3)	
第3 (4)ウ	業務委託届		様式第7号	委託後速やかに		
第3 (4)エ	業務委託契約内 容変更届		様式第8号	変更後速やかに		
第3 (4)オ	業務委託契約失 効届		様式第9号	契約失効後速や かに		

(注 1)

- ・ 正本 1部 (浦添市にて保管。)
- ・ 副本 1部 (浦添市から所管保健所に送付し、同保健所にて保管。
なお、副本の申請書または届出書は正本の写しとする。)

(注 2)

- ・ 正本 1部 (所管保健所にて保管。)

(注 3)

- ・ 正本 1部 (所管保健所にて保管。)
- ・ 副本 1部 (所管保健所から浦添市に送付し、浦添市にて保管。
なお、副本の届出書は正本の写しとする。)